

シルバー人材センターには、誰でも入会出来るのですか？

葛城市在住で、60歳以上の健康で働く意欲のある方であれば、入会することができます。入会するには当麻事務所、新庄事務所のいずれかで入会等に関する説明を聞いていただき、入会申込等の手続きを行っていただく必要があります。

※あなたが住まいの地区は[こちらの事務所](#)が担当します。

※暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業もしくは団体その他の反社会的勢力に係る方は入会できません。

入会すれば、すぐに仕事を紹介してもらえますか？

登録後において、お仕事の提供と収入を保障するものではありません。

お客様から依頼のあったお仕事を、住まいの地域や作業内容、頻度、その他必要とされる条件に適した会員の方に提供していますので、それらの条件に合わない場合は提供できないことになります。

会員になれば必ず仕事に就けますか？

センターは会員に就業保障をする団体ではありません。センターが受注する仕事の量や種類は、景気や雇用情勢と大きな関わりを持っているため、常に定量的な仕事を確保しているわけではありません。

どんな働き方ですか？

- ・センターは市内在住の60歳以上の会員登録制になっており、お仕事をするにあたって、会員登録をしていただく必要があります。
- ・会員は「自主・自立、共働・共助」の理念の下に、会員同士が互いに助け合い、安全に留意して就業します。
- ・基本的には、請負・委任契約に基づいて仕事をします。会員自らの裁量で仕事を完成させたり、業務を実施します。
- ・発注者の社員と混在して就業する仕事や発注者の指揮命令を必要とする仕事などは、シルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業(シルバー派遣事業)により就業します。

どんな仕事があるのですか？

公園等の緑化管理、屋内外の清掃、植木剪定、草刈り・草引き、駐輪(駐車)場管理、チラシ等配布、学童保育補助などの労働者派遣事業(シルバー派遣事業)、その他の仕事を引き受けています。

自分のやりたい仕事に就けるのですか？

入会時にご自身が希望する職種・条件等を登録させていただきますが、希望するお仕事が必ずあるとは限りません。

また、就業について、一定の収入を保障するものではありません。

交通費は、支給されるのですか？

基本的には、交通費の支給はありません。

配分金とは、どのようなものですか？

会員が引き受けた仕事を完成または遂行した実績に応じて受取る報酬です。配分金は、給与所得ではなく、雑所得となるため、その額が一定額を超えた場合には、課税対象収入となり、確定申告、住民税の申告が必要となります。

「配分金」と「賃金」に違いはあるのですか？

シルバー人材センターでは、会員は、請負・委任契約に基づいて、仕事をするようになるため、雇用関係はなく、労働関係の法律等(最低賃金法等)は、適用されません。また、会員が仕事をした時の対価を「配分金」といいますが、この配分金は、労働基準法における「賃金」に該当しません。

当センターの配分金単価につきましては、地域における仕事の一般的な対価に比べて著しく低くならないよう、仕事の種類、量、内容等と合わせて、奈良県の最低賃金を考慮して、見積もりとして発注者の方に提示して決定しています。

(※請負・委任契約とは異なり、シルバー派遣事業での就業では、労働の対価は「賃金」として支払われます。労働関係の法律等(最低賃金法等)が適用されます。)

月にどのくらいの収入を得ることができますか？

シルバー人材センターは、一定した収入(配分金)を保障するものではありません。また、どのような種類の仕事を、どの程度お引き受けいただくかにより、配分金は異なります。なお、シルバー人材センターでは、「共働・共助」の理念の下、多くの会員に就業機会が提供されるよう、「ワークシェアリング」を推進しています。

仕事の報酬はどのように支払われますか？

・会員の就業実績に応じて、配分金として会員の指定口座に振り込みます。仕事の代金はお客様からセンターが一括して受け取ります。(※指定口座＝南都銀行の口座に限ります。)

- ・配分金は原則毎月末に締め切り、翌月20日に振込にて指定の口座へ支払います。但し、振込日が土日祝日の場合は、その前日に振り込まれます。配分金明細書は会員へ郵送いたします。
- ・指定口座を変えるときは、事務局にて所定の用紙にご記入のうえ提出ください。

配分金を得ると年金は減額されますか？また税金はどうなりますか？

配分金は賃金ではないので、厚生年金や国民年金が減額されることはありません。また、配分金は、所得税法上「雑所得」とみなされ、一定額を超えた場合には、課税対象収入になりますので、確定申告、住民税の申告が必要となります。（※詳しくは、国税庁のページ、日本年金機構のページなどをご覧ください。）

仕事中に万が一ケガなどした場合は？

- ・センターで紹介をした請負・委任契約の仕事をする場合は、雇用関係がありませんので、万一事故が起ころうとも、労災保険は適用されません。ご自身の保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度、社会保険）にて治療を受けます。（※シルバー派遣事業での就業では、労災保険が適用されます。）
- ・シルバー人材センターでは、会員の方が安心して就業できるよう、「シルバー保険」に加入しています。

センターで加入しているシルバー保険はどのようなものですか？

- ・シルバー保険には次の2種類があります。

<団体傷害保険> 就業中または通常経路での就業場所までの往復途上での事故で、身体に傷害を受けた場合に、「規定により」保険金が支払われます。

<賠償責任保険> 就業中、他人に傷害を負わせたり、他人の財産を損壊するなど誤って第三者に損害を与えた場合に、「規定により」損害賠償金が支払われます。事故の状況によって保険が適用されない場合は、会員の方に費用をご負担いただきます。

- ・上記のほか「熱中症見舞金制度」があり、就業中において、熱中症（医師の診断による）により死亡又は入院した場合に、見舞金が支払われます。

就業中の事故には、労災保険が受けられるのでしょうか？

センターと会員、発注者と会員の間に雇用関係はありませんので雇用保険や労災保険の適用はありません。ご自身の保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度、社会保険）にて治療を受けます。

（※シルバー派遣事業での就業では、労災保険が適用されます。）

シルバー人材センター事業に消費税は課税されるのですか？

シルバー人材センターは、国内において資産の譲渡を行う「事業者」であり、「納税義務者」になります。会員も同様に、消費税法上の「事業者」であり、「納税義務者」となります。しかし、基準期間内の課税売上高（配分金等の総額）が、1,000万円以下であれば納税義務は免除されます。